

豊後高田市部落差別の解消の推進に関する基本方針



2021年4月

豊後高田市

I 目的

「部落差別の解消の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）は、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」〔2016年（平成28年）12月16日法律第109号。以下、「法律」という。〕の第1条に定められた目的である部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現するため、本市における部落差別の解消の推進に関する方針を定めるものです。

II 基本方針の位置づけ

この基本方針は、法律に関して、本市における部落差別を解消するための基本的な考え方や方向性を示し、その実現をめざすものです。

また、本市において部落差別の解消を図るために、「豊後高田市における部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例」及び「豊後高田市人権施策基本計画」を基調として、部落差別の解消に向けた施策等に関する方針となります。

III 各方針

1 法律の周知

法律の目的を達成するには、この法律について、広く市民が理解することが重要であることから、あらゆる場を通じて、市民、企業・団体等に対して広く周知します。

また、市民へ周知するためには、市職員がこの法律を十分に理解し、自らがその責務を自覚したうえで、率先して周知に努めるものとします。

（1）市民

法律の目的を達成するためには、まずは、市民が法律の公布・施行について知ることとともに理解することが大切であることから、市民への法律の周知に努めていきます。周知にあたっては、内容や手法を工夫し継続的に行い、認知度を高めていきます。

（2）地域、企業・団体等

地域や企業・団体等に対して、自治会、商工会議所・商工会、「豊後高田市人権教育啓発推進協議会」、「豊後高田市社会人権・同和教育研究会」等と協力・連携して周知を図ります。

（3）市職員

市民や地域、企業・団体等に対して法律の周知を図るにあたり、法律の周知や理解を求める市職員が、法律の趣旨や内容はもとより、法律が成立した背景や経過、

本市におけるこれまでの部落差別に関する取組や経過、関係団体等との連携などを十分認識することが重要です。

そのために、市職員を対象にした法律、本市の部落差別解消に関する施策等に関する研修等を、全ての職場で実施し、職員の部落差別の解消に関する知識及び意識の向上を図ります。

2 部落差別解消に関する施策（法律第3条関係）

法律第3条に示された部落差別解消のための地域の実情に応じた施策に関することについては、施策の立案から検証まで、当事者を含む様々な市民から意見を求める場等を設け、その意見を適宜反映するなど、より効果的な施策の推進を図ります。

3 相談体制の充実（法律第4条関係）

法律第4条に定められている相談体制の充実については、部落差別に関する相談に的確に応じるため、本市においては、当事者等からの部落差別に関する人権相談を、隣保館をはじめ、人権啓発・部落差別解消推進課及び学校教育課にて実施するとともに相談事項の解決に向けて支援・救済し、経済生活の安定や社会福祉の増進を図るため、次のことに取り組みます。

- ① 隣保館を中心としたアウトリーチ（直接出向いての活動）による相談体制の強化
《生活・就労・産業》
- ② 関係機関との連携による相談事項の解決への取組
- ③ 相談担当職員の資質向上、関係機関との連携強化のための人材育成とネットワークの構築

4 教育及び啓発（法律第5条関係）

（1）教育

法律第5条に定められている教育については、別に定める『豊後高田市「部落差別解消に係る教育」基本方針』に則って、学校教育と社会教育のあらゆる場を通じて、部落差別を解消するための教育を一層推進していきます。

学校教育においては、推進体制、教職員研修等の充実に努め、子どもの発達の段階に応じた部落差別解消教育を全学校・園で推進します。

また、社会教育においては、推進体制の充実に努めるとともに、部落差別の解消に向けた事業等を計画的、系統的に実施するなど、学びの充実に努めます。

（2）啓発

法律第1条にある「現在もなお部落差別が存在する」この現状をしっかりと認識し、「部落差別はそっとしておけばなくなる」といった「寝た子を起こすな論」が誤りであることを、今後の啓発活動の重要な課題と捉え、広く市民の共感が得られるような内容や手法において創意工夫を凝らすことで、より効果的な啓発活動に取り組み

ます。そして、様々な場を利用して啓発していくため、次のことに取り組みます。

- ① 講演会や各種行事等を通じた効果的な啓発
- ② 自治会や各種団体等と協働・連携した研修会開催の取組
- ③ 市役所各課等による所管団体や関係企業等に対する研修推進の働きかけ

5 部落差別の実態に係る調査（法律第6条関係）

法律第6条に基づき、国が部落差別の実態に係る調査を実施する際に、関係団体等と連携を図り、調査に協力していきます。

また、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることから、インターネット等での部落差別の実態把握に努め、国、県、県下他市町村及び関係団体等と連携を図り、差別事象への対応を迅速に行います。

なお、「豊後高田市人権施策基本計画」に基づき「豊後高田市人権に関する市民意識調査」を5年毎に実施し、部落差別の解消を図るための施策等に活用します。さらに、当事者等の実態把握に努める中、明らかになった部落差別の実態を改善するため、支援・救済の取組などを積極的に図ります。

6 推進体制

この基本方針の目的を達成するため、市長を本部長とする「豊後高田市人権施策推進本部」による全庁体制により、この基本方針に基づき施策等を総合的かつ効果的に実施し、部落差別の解消を推進していきます。